

**【Q15】** 契約書の冒頭に、whereas で始まる文章をよく見かけますが、どのような効果があるのでしょうか。なくてもよいのでしょうか。

**【A15】** whereas ではじまる文章のことをふつう whereas clause といい、英文契約ではいわゆる前文部分にきます。前文のすぐ前には、契約の日付や当事者の表示をする頭書部分があるはずですが、また、すぐあとには、Now, Therefore でふつうはじまる約因 (consideration) 文言があるはずですが(本書・資料編・Distributorship Agreement, 210 頁参照。なお、この契約書例では whereas clause が 2 つあります)。

これは、いわばトラディショナル・スタイルの英文契約ということができますが、whereas clause がなくとも別にかまいません。whereas clause には、長い伝統に支えられた現在とは異なる特別な意味がありました。

現在、whereas clause には、契約の目的、動機あるいは背景などを書くのがふつうです。ただ、その昔は、ここに consideration すなわち、約因:対価関係の内容を書いたといわれています。売買契約でいえば、「A はある物の所有権をもっており、B に売却して所有権を移転しようと考えています」「B はその物を買って代金(\_\_\_\_ドル)を支払う用意があります」というのが典型的な whereas clause の内容になるでしょう。

このような対価関係の内容を受けて、Now, Therefore 「そこで」とはじまる約因文言がつづくのです。しかし、いつのころからか、whereas clause に約因の内容を必ずしも書かなくなりました。現在では目的、動機、背景などを書くのですが、その法的意味を考えてみることにしましょう。

whereas clause は、now, therefore に導かれるクローズとともに契約の「前文」に属します。したがって、契約の「本体」部分ではありません。ただ、本体部分ではないからといってこれを軽視すると痛い目に遇います。なぜなら、ここに書かれたことも一定の法的効果をもたらすからです。まず、本体部分で当事者のいわんとしていることや合意の内容があいまいなときは、解釈のための補助的な資料として whereas clause に書かれたことが使われます。ここには、契約の動機や目的が書かれているわけですから、「真意」をさぐるには最適かもしれません。

次に、契約によっては目的や動機が大きな意味をもつことがあります。たとえば、船の建造資金を借り入れるためのローン契約においては、「大型タンカーを建造するため」などと whereas clause に書かれることでしょう。

こうしたいわゆるシップファイナンスにおいては、目的が契約内容を決めるほど重要な役割を果たし、担保権の設定は、船そのもの(ふつうは、mort-gage)あるいは船を備船に出したときに入ってくるチャーター料の上に設定されます。

また、共同研究開発(research and development)契約などにおいても「共同研究開発の目的、ねらい」が大きな意味をもちます。だからといって、「両当事者が力を合わせて、共同研究開発した結果で競争者を市場から占め出すことをねらい」などと書きますと、独占

禁止法上問題が生じることにもなりかねません。

さらに、ライセンス契約などでは、権利者が実施許諾する有効な権利をもっていることを whereas clause 中で述べるのがよくあります。このような事実表明 (representation) 的 whereas clause の内容が誤っていると、英米法の禁反言 (estoppel) の原則に反し、損害賠償の責めを負うことになりかねません。契約本体部分のなかの正式な事実表明・保証 (representations and warranties) 条項ではないからといって、事実と異なることをややオーバーに書いたりすることもすすめられません。過不足なく簡潔に whereas clause を書くのは意外にむずかしいことといってよいでしょう。

(弁護士 長谷川俊明)